## (表記について)

- ・ 2023 新規上場ガイドブック (グロース市場編) 最終更新版からの改訂は以下の赤字の通りです。なお、表現の修正などの軽微な改訂は記載を省略しています。
- ・ 四半期開示の見直し等にかかる規則改正(2024 年 4 月 1 日施行)に伴い、各種用語の変更を行っておりますが(例:「新規上場申請のための四半期報告書」→「新規上場申請のための半期報告書」、「四半期レビュー報告書」→「期中レビュー報告書」、「買収防衛策」→「買収への対応方針」等)、以下では記載を省略しております。

| ページ | 新   | III   |
|-----|---|---|
|     | Q26:事前チェックリスト3 (3) ①に「決算短信を年度末から遅くとも 45 日以内に開示することができるように準備を進めていますか。」とありますが、具体的にどのような時期にどのようなことを行うことなのでしょうか。また、四半期決算短信についてはどうなのでしょうか。   |   |
| 128 | A26:(略) また、四半期決算の内容の開示については、通期及び第2四半期(中間期)とは 異なり有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報としての位置づけではないことを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりませんが、上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等に取り組むことが求められます。(略) | 提出期限が 45 日とされていることを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりませんが、上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株 |

## (表記について)

ページ

- ・ 2023 新規上場ガイドブック (グロース市場編) 最終更新版からの主な改訂を、追加・削除は赤字で表記しています。
- ・ 四半期開示の見直し等にかかる規則改正(2024年4月1日施行)に伴い、各種用語の変更を行っておりますが(例:「新規上場申請のための四半期報告書」→「新規上 場申請のための半期報告書」、「四半期レビュー報告書」→「期中レビュー報告書」、「買収防衛策」→「買収への対応方針」等)、以下では記載を省略しております。
- ・ 市場区分の変更申請にかかる提出書類も同様の改訂を行っておりますが、以下では記載を省略しております。

| -           |                                | ∆/I                |   |     |                                |  |  |
|-------------|--------------------------------|--------------------|---|-----|--------------------------------|--|--|
| 192         | (記号表記・規程の記載について)               |                    |   |     |                                |  |  |
| 193~<br>196 | 提出時期                           | 提出書類               | 備考  | 部数  | 根拠                             |  |  |
|             | 全ての申請会社にご提出いただく書類              |                    |   |     |                                |  |  |
|             | 上場申請日                          | (略)                | (略)   | (略) | (略)                            |  |  |
|             | IJ                             | 上場適格性調査に関する報告書※◎■○ | (略)   | (略) | (略)                            |  |  |
|             | <u>"</u>                       | 四半期決算短信◆▼          | 基準事業年度の翌事業年度の第<br>1及び第3四半期累計期間に関<br>するもの。上場申請後に決算が<br>確定した場合は、作成後遅滞な<br>く提出(TDnetに開示している場<br>合は提出不要)。 | 1部  | 新規上場申請者に係る各<br>種説明資料<br>4.(2)o |  |  |
|             | 上場承認まで                         | 上場適格性調査に関する報告書※■○  | (略)   | (略) | (略)                            |  |  |
|             |                                |                    |   |     |                                |  |  |
|             | 提出時期                           | 提出書類               | 備考  | 部数  | 根拠                             |  |  |
|             | 有価証券の公募・売出しを行う場合(他市場、直接上場銘柄共通) |                    |   |     |                                |  |  |
| 201~<br>203 | 上場申請後遅<br>滞なく                  | 公募又は売出予定書※❷■       | (略)   | (略) | (略)                            |  |  |
|             | <u>""</u>                      | 同意書〇               | 公募又は売出予定書に係る同意書。  | 1部  |                                |  |  |
|             | 申込期間終了の日から起算                   | 公募又は売出実施通知書※◎■○    | (略)   | (略) | (略)                            |  |  |

| ページ | 新                                    |                                   |   |               |   |  |  |  |
|-----|--------------------------------------|-----------------------------------|---|---------------|---|--|--|--|
|     | して3日目<br>(休業日を除<br>く。)の日ま<br>で       |                                   |   |               |   |  |  |  |
|     | 上場に際して公募・売出しを行う未上場会社でブック・ビルディングを行う場合 |                                   |   |               |   |  |  |  |
|     | 上場承認まで                               | (略)                               | (略)   | (略)           | (略)   |  |  |  |
|     | 11                                   | 委託販売団組成事務委託契約申込書※◎■○              | (略)   | (略)           | (略)   |  |  |  |
|     | 上場に際して公募・売出しを行わない未上場会社の場合            |                                   |   |               |   |  |  |  |
|     | 上場申請日                                | 新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書◎○           | (略)   | (略)           | (略)   |  |  |  |
|     | 11                                   | 新規上場申請に係る内国株券等の流動性確保に関する報告書<br>◎○ | (略)   | (略)           | (略)   |  |  |  |
|     | 上場日1週<br>間前まで                        | 新規上場申請に係る内国株券等の流通参考値段報告書◎○        | (略)   | (略)           | (略)   |  |  |  |
|     | その他提出資料(略)                           |                                   |   |               |   |  |  |  |
|     | 提出時期                                 | 提出書類                              | 備考  | 部数            | 根拠  |  |  |  |
|     | 上場日が基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合     |                                   |   |               |   |  |  |  |
| 205 | <del>遅滞なく</del>                      | 新規上場申請のための四半期報告書                  | 基準事業年度の翌事業年度にか<br>かる第1四半期に関するもの。<br>四半期レビュー報告書は承認時<br>までに提出。        | <del>1部</del> | <del>規則第 206 条(9) a</del><br><del>規則第 233 条</del> |  |  |  |
|     | 上場日が基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合     |                                   |   |               |   |  |  |  |
|     | 遅滞なく                                 | 新規上場申請のための四半期報告書                  | 基準事業年度の翌事業年度にか<br>かる第1、第2及び第3四半期<br>に関するもの。四半期レビュー<br>報告書は承認時までに提出。 | <del>1部</del> | 規則第 206 条 (9) a、<br>b、c<br>規則第 233 条              |  |  |  |